

関係府省における予算編成過程での検討を求める提案（27件）

| 管理番号 | 団体名 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省 | 追加共同提案団体 |
|------|------------------|--------------|-------------|--|---|---|------------|--|
| | | 区分 | 分野 | | | | | |
| 33 | 和歌山県 | B 地方に対する規制緩和 | 08_消防・防災・安全 | 物資調達・輸送調整等支援システムとLアラートの連携による入力作業の効率化 | 物資調達・輸送調整等支援システムについて、Lアラート(全都道府県の防災情報システムと連携している災害情報伝達基盤)から避難所開設情報を取得できるよう、システムを見直すこと。 | 「物資調達・輸送調整等支援システム」運用開始及びその準備について(令和2年3月10日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対処担当)通知) | 内閣府、総務省 | 盛岡市、福島県、茨城県、栃木県、館林市、前橋市、千葉県、千葉市、川口市、相模原市、新潟市、山梨県、愛知県、豊橋市、半田市、豊田市、小牧市、滋賀県、大阪府、八尾市、兵庫県、広島市、徳島県、高松市、愛媛県、福岡県、宮崎市 |
| 36 | 中核市市長会 | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | 介護保険法に基づく保険者機能強化推進交付金の充当先拡充 | 交付金の対象となる事業を実施するにあたり、支障となっている一般会計への負担増加を回避するため、交付金の充当先を総務費や介護予防以外の一般会計への充当、地域支援事業の市町村負担分への拡大について要件の緩和を求めるもの。 | 介護保険法第122条の3第1項、保険者機能強化推進交付金に関するQ&A(令和元年6月4日版) | 厚生労働省 | 旭川市、苫小牧市、足寄町、花巻市、鶴岡市、新庄市、館林市、千葉県、文京区、横浜市、川崎市、平塚市、福井市、名古屋市、豊橋市、津島市、小牧市、新城市、京都市、西宮市、山陽小野田市、宇和島市、新居浜市、久留米市、大村市、宮崎市 |
| 39 | 相模原市、栃木県、知多市、姫路市 | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | 国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱で定める基準額等の見直し | 国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱の基準単価を実勢単価とする等の改正をすること。基準単価の算定額根拠を示されたい。不可能な場合は基準単価の参考としている全市町村国保保険者の委託料について、委託料の調査年度及び最低額・最高額・平均額を示されたい。糖尿病性腎症重症化等の早期発見に資する項目について、基本項目に加えること。また、各自治体独自に行う追加項目に係る経費についても、助成対象とすること。 | 国民健康保険法第72条の5、高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱 | 厚生労働省 | 石巻市、ひたちなか市、埼玉県、川口市、千葉市、松戸市、神奈川県、横浜市、福井市、佐久市、高山市、浜松市、沼津市、三島市、名古屋市、豊橋市、豊田市、小牧市、滋賀県、京都市、城陽市、島根県、高松市、宇和島市、うきは市、香川県、熊本市、大分県、宮崎県、宮崎市 |
| 58 | 明石市 | A 権限移譲 | 03_医療・福祉 | ひきこもり地域支援センター設置運営事業の実施主体に中核市を追加 | ひきこもり地域支援センター設置運営事業の実施主体について、都道府県又は指定都市であるところ、中核市を加えること | ・生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱3(3)ク(ウ) ・ひきこもり対策推進事業実施要領2(2) | 厚生労働省 | 福島県、栃木県、和歌山県、大分県、沖縄県 |

関係府省における予算編成過程での検討を求める提案（27件）

| 管理番号 | 団体名 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省 | 追加共同提案団体 |
|------|---|--------------|------------|---------------------------------------|--|--|---|--|
| | | 区分 | 分野 | | | | | |
| 61 | 平塚市、神奈川県 | B 地方に対する規制緩和 | 05_教育・文化 | 栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準の見直し | 国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準のうち、共同調理場に係る配置基準を規模に応じた配置基準に見直すよう求める。 例、 【現状】「1,500人以下、1」「1,501～6,000人、2」「6,001人以上、3」のところを、「1,500人以下、1」「1,501～4,000人、2」「4,001人以上は2,000人ごとに1を加算」、など。 | ・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 | 文部科学省 | 盛岡市、花巻市、宮城県、福島県、いわき市、栃木県、川崎市、福井市、長野県、上田市、浜松市、沼津市、豊橋市、豊川市、豊田市、新城市、知立市、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、鳥取県、高知県、飯塚市、長崎市、熊本市 |
| 75 | 福岡県、九州地方知事会 | B 地方に対する規制緩和 | 07_07_産業振興 | 中小企業等協同組合等からの申請・報告処理のシステム化 | 中小企業等協同組合等からの提出書類の申請・報告処理を行うシステムの構築 | 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律 | 警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 | 千葉県、神奈川県、川崎市、大阪府、高知県 |
| 86 | 千葉県 | B 地方に対する規制緩和 | 02_農業・農地) | 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領等における、国庫補助の対象の見直し | 現在の国の事業制度では停電対策として自家用発電機の整備は国庫補助の対象となっているが、非常時の施設機能維持のための合理的な手段である「予備線」(メインの回線に係る変電所と同一の変電所からの異なる回線による送電)や「予備電源」(メインの回線に係る変電所と異なる変電所からの異なる回線による送電)の整備は補助対象外とされている。これらの「予備線」や「予備電源」の整備に係る費用についても国庫補助の対象となるよう、事業制度を見直していただきたい。 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領第2の2、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領第2の2 農村地域防災減災事業実施要領第3の2、農村地域防災減災事業実施要領第3の2(11) | 農林水産省 | 北海道、栃木県、豊橋市、京都市、兵庫県、倉敷市、徳島県、熊本市、宮崎県 |
| 112 | 砥部町、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町 | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | 健康増進法に基づく健康増進事業にかかる補助金の対象年齢の拡充 | 健康増進法に基づく健康増進事業について、対象年齢を拡充し、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金の交付対象を拡充すること。 | 健康増進法第17条、第19条の2、健康増進事業実施要領、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱 | 厚生労働省 | 足寄町、ひたちなか市、杉戸町、神奈川県、名古屋市、豊田市、京都市、三宅町、東伊豆町、萩市、高松市、高知県、香崎市、熊本市 |

関係府省における予算編成過程での検討を求める提案（27件）

| 管理番号 | 団体名 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省 | 追加共同提案団体 |
|------|--|--------------|----------|---------------------------------------|---|---|------------|---|
| | | 区分 | 分野 | | | | | |
| 116 | 松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、松野町、愛南町 | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | 保育体制強化事業の前年同月比較要件の見直し | 保育体制強化事業の保育支援者を配置した月における保育士等の数の前年同月比較要件を撤廃し、単に「前年同月における保育士以外の数(保育支援者を含まない)」が「同数以上」の場合は補助対象とする等、補助要件を緩和する。 | 保育体制強化事業実施要綱、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 | 厚生労働省 | 旭川市、花巻市、福島県、郡山市、前橋市、千葉市、川崎市、新潟市、加賀市、犬山市、大阪市、守口市、東大阪市、松江市、徳島県、鹿児島市、沖縄県 |
| 125 | 東吾妻町 | B 地方に対する規制緩和 | 05_教育・文化 | へき地における複式学級に係る基準の緩和 | 二の学年の児童で編制する学級の児童の数が十六人を八人に緩和すること。 | 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号) 第三条第2項(学級編制の標準) 小学校 二の学年の児童で編制する学級 十六人(第一学年の児童を含む学級にあつては、八人) | 文部科学省 | 旭川市、福島県、栃木県、群馬県、京都市、大阪府、兵庫県、徳島県、長崎市、壱岐市 |
| 141 | 八戸市、栃木県、山梨県 | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係る一般会計繰出金の算定基準の見直し | 法第37条第5項及び政令第43条を改正し、一般会計繰出金の算定に用いる「一般会計繰入金」に、貸付事務費のために繰り入れた額を含めることを認めていただきたい。 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第43条 | 厚生労働省 | 北海道、千葉市、川崎市、鎌倉市、福井市、豊田市、寝屋川市、東大阪市、兵庫県、神戸市、高知県 |
| 149 | 茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県 | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成対象拡大 | 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、通院治療を助成対象とすること。 | 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱(「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知の別添) | 厚生労働省 | 宮城県、栃木県、長野県、豊田市、大阪府、兵庫県、神戸市、福岡県、長崎県、沖縄県 |

関係府省における予算編成過程での検討を求める提案（27件）

| 管理番号 | 団体名 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省 | 追加共同提案団体 |
|------|------------------------------------|--------------|----------|---------------------------------|---|--|---------------------|---|
| | | 区分 | 分野 | | | | | |
| 150 | 茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県 | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の制度簡素化 | 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、事務の簡素化に資するよう、保険法令上の特定疾病給付対象療養の位置づけを変更し、患者が理解しやすい明快な制度とすること。また、これにより保険者による所得認定を不要とし、速やかな認定を可能とするとともに、医療機関や患者の負担となる「入院医療記録票」を廃止すること。 | 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱(「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知の別添) | 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省 | 宮城県、長野県、豊田市、大阪府、兵庫県、神戸市、福岡県、長崎県、沖縄県 |
| 160 | 特別区長会 | B 地方に対する規制緩和 | 09_土木・建築 | 家賃低廉化補助に係る制度の見直し及び当該補助対象者の基準の緩和 | 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第3第1項第9号に規定される住宅確保要配慮者専用賃貸住宅について、補助要件として、同要綱第4第4項第6号の二に賃貸人が賃借人から権利金、謝金等の金品を受領しないことを規定しているが、地域の実情に応じて、内容及び金額の上限を設定した上で、それらを賃貸の条件とすることを可能とする規制緩和を求める。 また、同要綱第4第4項第1号の口に規定される入居世帯の所得要件について、家賃相場が高い地域においては、所得上限を公営住宅法の裁量世帯水準とするよう、規制緩和を求める。 | 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第4第4項第1号の口、第6号の二 | 国土交通省 | 苫小牧市、川崎市、京都市、神戸市 |
| 170 | 島根県、山梨県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟 | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | 地域少子化対策重点推進交付金の交付対象年度の緩和 | 地域少子化対策重点推進交付金の対象事業である優良事例の横展開支援事業において、結婚支援センターの運営費やシステム等、恒常的に人件費や維持費等が発生するものについて、運用開始後3か年度を補助期限とする取扱い(3年ルール)が令和元年度から追加された。 少子化対策は、長期的に継続した取組が求められるため、補助期限の延期や対象経費の見直しなど要件緩和を図ること。 | 地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、地域少子化対策重点推進事業実施要綱、地域少子化対策重点推進交付金に関するQ&A | 内閣府 | 北海道、宮城県、茨城県、栃木県、長野県、宮崎県、宮崎市、沖縄県 |
| 185 | 鳥取県 | B 地方に対する規制緩和 | 05_教育・文化 | 栄養教諭等の配置基準の見直し | 小中学校における栄養教諭等の配置基準を見直し、給食の実施方法に関わらず、栄養教諭等を各校1名ずつ配置するよう定数改善を行うべきである。 | 栄養教諭・学校栄養職員の配置基準(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第8条の2) <単独校の場合> ・550人以上の学校:1人・549人以下の学校:4校に1人 <共同調理場を設置している場合> ・1500人以下:1人・1501人~6000人:2人・6001人以上:3人 | 文部科学省 | 札幌市、旭川市、盛岡市、宮城県、福島県、神奈川県、川崎市、上越市、長野県、上田市、浜松市、豊田市、京都市、福知山市、大阪府、大阪市、高槻市、加古川市、香芝市、米子市、徳島県、香川県、高知県、久留米市、飯塚市、長崎市、壱岐市、熊本市 |

関係府省における予算編成過程での検討を求める提案（27件）

| 管理番号 | 団体名 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省 | 追加共同提案団体 |
|------|--|--------------|-----------|---|--|---|-----------------|---|
| | | 区分 | 分野 | | | | | |
| 187 | 津久見市 | B 地方に対する規制緩和 | 02_農業・農地) | 水利施設等保全高度化事業及び農地中間管理機構関連農地整備事業における面積要件の緩和 | 水利施設等保全高度化事業における「畑地帯担い手育成型」の採択要件と、農地中間管理機構関連農地整備事業における「農地整備事業」の採択要件のうち、以下において「5ha」とされている部分について、「2ha」とすることを求める。 ・水利施設等保全高度化事業実施要領第5の1(3)ア(ア) ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領第4の2(1) | ・水利施設等保全高度化事業実施要領第5の1(3)ア(ア) ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領第4の2(1) ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(別紙2)第3の1 ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(別紙3)第6の1 | 農林水産省 | 浜松市、犬山市、京都市、徳島県、佐世保市、熊本市、大分市、日田市、宮崎県 |
| 208 | 豊橋市 | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | 保育体制強化事業の前年同月比較要件の見直し | 保育体制強化事業の保育支援者を配置した月における保育士等の数の前年同月比較要件を撤廃し、保育士等の配置基準を満たした上で、保育支援者を加配した場合には全て補助対象とする。 | 保育体制強化事業実施要綱、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 | 厚生労働省 | 旭川市、福島県、郡山市、前橋市、千葉市、川崎市、新潟市、犬山市、大阪市、東大阪市、徳島県、愛媛県、西条市、鹿児島市、指宿市、沖縄県 |
| 216 | 愛媛県 【共同提案】 広島県、徳島県、高知県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、松野町 | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | 幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費の多子世帯の判定に係る運用基準の見直し | 幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費については、子どもの数に関わらず、いったん施設負担ののち措置費により補填する制度となるよう運営基準を見直す。 | 児童福祉法、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、特定教育・保育等に要する費用の算定に関する基準等の実施上の留意事項について、子ども・子育て支援交付金交付要綱、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | 宮城県、茨城県、新潟市、京都市、兵庫県、鳥取県、新居浜市 |

関係府省における予算編成過程での検討を求める提案（27件）

| 管理番号 | 団体名 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省 | 追加共同提案団体 |
|------|---|--------------|-------------|---|---|--------------------------------------|------------|--|
| | | 区分 | 分野 | | | | | |
| 220 | 埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市、川口市、行田市、秩父市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、深谷市、上尾市、草加市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、三芳町、毛呂山町、鳩山町、ときがわ町、皆野町、美里町、神川町、上里町、寄居町、山梨県、磐田市 | B 地方に対する規制緩和 | 05_教育・文化 | 「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づく特別支援教育就学奨励費の定額支給化 | 「特別支援教育就学奨励費」の学用品費等を定額支給とすること。 | 特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料 | 文部科学省 | 札幌市、八戸市、盛岡市、福島県、ひたちなか市、前橋市、春日部市、千葉市、神奈川県、横浜市、相模原市、新潟市、上田市、名古屋市、豊橋市、春日井市、福知山市、大阪市、兵庫県、神戸市、米子市、岡山県、広島市、防府市、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市 |
| 233 | 兵庫県、京都府、京都市、大阪府、堺市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合 | B 地方に対する規制緩和 | その他 | 起業支援金制度における補助対象期間等の見直し | 起業(登記)して事業活動が本格化するまでには一定期間を要するケースもあるため、前年度に起業した者も支援対象となるよう、応募資格の要件を前年度4月1日からとすること。また、事業所開設に要する経費を補助対象とするため、補助対象期間を当該年度の4月1日以降とすること。 | 起業支援事業について(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局) | 内閣府 | 青森県、福島県、茨城県、愛知県、高松市、愛媛県、高知県、宮崎県 |
| 234 | 兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、神戸市、関西広域連合 | B 地方に対する規制緩和 | 08_消防・防災・安全 | 災害救助法における「救助」の範囲への家屋被害認定調査等の追加 | 災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務(その前提となる家屋被害認定調査を含む)を追加すること。 | 災害救助法第4条、災害救助法施行令第3条 | 内閣府 | 福島県、須賀川市、栃木県、前橋市、練馬区、八王子市、相模原市、浜松市、名古屋市、豊橋市、半田市、八尾市、岡山県、倉敷市、広島市、高松市、久留米市、熊本市、宮崎県、宮崎市 |

関係府省における予算編成過程での検討を求める提案（27件）

| 管理番号 | 団体名 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省 | 追加共同提案団体 |
|------|--|--------------|-------------|---|---|-----------------------------------|------------|--|
| | | 区分 | 分野 | | | | | |
| 235 | 兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、神戸市、関西広域連合 | B 地方に対する規制緩和 | 08_消防・防災・安全 | 被災者生活再建支援制度の対象の拡大 (被災全地域への適用、半壊世帯及び一部損壊世帯への適用) | 制度の対象となる被災地域について、同一の災害により被害を受けた全ての市町を平等に支援対象とすること。 制度の対象となる被災世帯について、全壊及び大規模半壊に加えて、半壊及び一部損壊(損害割合が10%以上の世帯)も支援対象とすること。 | 被災者生活再建支援法第2条第2号、被災者生活再建支援法施行令第1条 | 内閣府 | 八戸市、福島県、茨城県、ひたちなか市、栃木県、横浜市、川崎市、相模原市、長野県、上田市、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、四日市市、八尾市、岡山県、倉敷市、広島市、愛媛県、福岡県、久留米市、熊本市、竹田市、宮崎県、宮崎市 |
| 252 | 熊本市 | B 地方に対する規制緩和 | 05_教育・文化 | 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金」の対象事業の自由度の拡大 | 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金」は、該当する7種の事業について要綱で定める対象経費の3分の1を国が補助するものであるが、全国自治体の申請額の総額が国の予算額を上回った場合には、国による査定が行われ、予算額の範囲内で各自治体への配当額が決定されている。査定に際しては、本市では実施計画中の学校運営協議会や地域学校協働本部の設置実績が加味されており、配当割合が年々減少している状況である。このような国の方針を間接的に強要されるような状況下では、各自治体は地域の特性や自由意思に基づいた事業展開ができないため、当補助金についての傾斜配当の是正を求める。 また、コミュニティ・スクールだけでなく、学校評議員等の学校・地域の連携構築に資する取組を査定の上で加味してほしい。 | 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱 | 文部科学省 | 茨城県、前橋市、千葉市、豊橋市、春日井市、豊川市、新城市、京都市、徳島県、愛媛県、長崎市、宮崎市 |
| 253 | 熊本市 | B 地方に対する規制緩和 | 05_教育・文化 | 学校統廃合に伴うへき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学費(スクールバス委託料)の補助期間の延長等 | 現在、学校統廃合に伴うスクールバスの運行に係る国庫補助金については、補助期間が5年となっており、その後は地方交付税で措置されるため、補助期間を延長していただきたい。 また、学校統廃合は、地区毎にまとまって行われることとなるため、補助対象者を現行の通学距離4キロ以上に限るのではなく、スクールバスを利用する地区全体の児童を対象としていただきたい。 | へき地児童生徒援助費補助金交付要綱 | 文部科学省 | 宮城県、福島県、栃木県、柏市、横浜市、相模原市、愛知県、名古屋市、新城市、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、広島市、徳島県、佐世保市 |
| 255 | 熊本市 | B 地方に対する規制緩和 | 05_教育・文化 | GIGAスクール構想の実現 | 学校における1人1台の端末を活用した教育の確実な実現に向け、自治体の多様な導入方式を勘案した仕組みとなるよう「公立学校情報機器整備費補助金」のうち、「公立学校情報機器購入事業」及び「公立学校情報機器リース事業」について、Wi-Fi端末とLTE端末の選択が可能となるよう補助額を設定してほしい。 | 公立学校情報機器整備費補助金交付要綱 | 文部科学省 | 旭川市、須賀川市、栃木県、前橋市、館林市、鎌倉市、新潟市、新城市、京都市、加古川市、佐世保市 |

関係府省における予算編成過程での検討を求める提案（27件）

| 管理番号 | 団体名 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省 | 追加共同提案団体 |
|------|-----|--------------|----------|------------------------------------|---|--|------------|--|
| | | 区分 | 分野 | | | | | |
| 259 | 熊本市 | B 地方に対する規制緩和 | 03_医療・福祉 | 重心児には該当しない医療の必要な児童における医療的ケアの報酬の見直し | 重心児には該当しない医療的ケア児の受入れを促進するため、医療型短期入所の基本報酬に係る対象要件拡大、及び障害児通所支援事業所が医療的ケア児の支援を評価した加算を算定できる仕組みとしてほしい。 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号) | 厚生労働省 | 旭川市、宮城県、福島県、郡山市、いわき市、前橋市、船橋市、栃木県、世田谷区、神奈川県、横浜市、相模原市、小田原市、上田市、沼津市、豊橋市、犬山市、京都市、兵庫県、倉敷市、松山市、高知県、長崎市、宮崎市 |